

徳島県選挙管理委員会告示第六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和四年六月二十二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
徳島	七一、三八〇人
鳴門	一六、〇一五人
小松島・勝浦	一二、四六四人
阿南	二〇、〇五七人
吉野川	一一、三八七人
阿波	一〇、三二六人
美馬	一〇、四四六人
三好第一	七、一〇九人
名西	八、六二三人
那賀	二、三〇六人
海部	五、六一七人
板野	二七、三三八人
三好第二	三、九五四人